

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年12月10日	関西空港交通株式会社(法人番号7120101039588)代表者河合潤二	大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の12	りんくう	大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の12	勧告	道路運送法第27条第3項	令和6年10月16日、事業者からの報告をもとに調査を実施。1件の違反が認められた。(1)早発の禁止違反(旅客自動車運送事業運輸規則第12条)	0	0
令和6年12月17日	近江タクシー株式会社(法人番号4160001008626)代表者磯谷淳	滋賀県彦根市駅東町15番1	湖東	滋賀県近江八幡市上田町84-3	輸送施設の使用停止(20日車)	道路運送法(以下、「法」)第16条第1項、法第27条第3項	令和6年6月4日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画に定める業務の確保違反(道路運送法第16条第1項)(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	2
令和6年12月19日	神姫バス株式会社(法人番号6140001059289)代表者長尾真	兵庫県姫路市西駅前町1番地	三田	兵庫県三田市ゆりのき台6丁目2番地	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第16条第1項	令和6年11月11日、事業者からの報告をもとに調査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反(道路運送法第16条第1項)	1	1
令和6年12月24日	山陽バス株式会社(法人番号4140001023544)代表者長谷川真一	兵庫県神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号	垂水	兵庫県神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年9月3日及び同年10月2日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0